



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 2 9 号 令和 8 年 3 月 2 7 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5 4	令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 0 号及び第 1 1 号）及び令和 7 年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和 8 年度徳島県一般会計予算及び令和 8 年度徳島県各種特別会計予算の要領を公表する件	財政課
1 5 5	土壌汚染対策法に基づく要措置区域を指定する件	環境管理課
1 5 6	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
1 5 7	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
1 5 8	同	同
1 5 9	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
1 6 0	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
1 6 1	特定農業用ため池を解除した件	生産基盤課
1 6 2	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課
1 6 3	保安林予定森林に関する通知を受けた件	同
1 6 4	同	同
1 6 5	道路の供用を開始する件	高規格道路課

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 6 6	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
1 6 7	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
1 6 8	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
1 6 9	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同
1 7 0	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和3年5月28日付け徳島県報第329号徳島県警察本部告示第1号中訂正	公安委員会

徳島県告示第百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和八年三月十一日徳島県議会の議決を経た令和七年度徳島県一般会計補正予算（第十号及び第十一号）及び令和七年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和八年度徳島県一般会計予算及び令和八年度徳島県各種特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 要措置区域

三好市池田町ウヱノ三 八番一の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「省令」という。）第三十一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。）

省令別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定
株式会社ナーシーズ	徳島市南庄町二丁目二五・一	店	ひかり薬局あきのかみ	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和八年三月 一日
			鳴門市瀬戸町明神字鳴谷一 二〇・七		
				医療の種類	年月日

徳島県告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
徳島健康生活協同組合	徳島市下助任町四丁目九番地	徳島健生病院	徳島市下助任町四丁目九番地	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和八年二月一日

徳島県告示第百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	レデイ薬局佐古店	徳島市佐古三番町一五番二二号	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和八年二月一日
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五番地三	アップル調剤薬局大野店	阿南市中大野町北傍示四八三番地一	同	同
株式会社グローバル・アシスト	徳島市北常三島町一丁目一〇番地一七	北常三島調剤薬局	徳島市北常三島町二丁目四八番一	同	同 同日 三月
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号	アイン薬局徳島大学病院店	同 蔵本町三丁目一八番一五	同	同 同日 四月
株式会社レイル	徳島市佐古六番町七番四号	スマイル調剤薬局佐古店	同 佐古六番町七番四号	同	同
同	同	スマイル調剤薬局東佐古店	同 佐古二番町五番二二号	同	同

マ	株式会社アピスファーマ	株式会社フレンドファーマシー	
同	春日二丁目五・四六	徳島市八万町法花三番地三	
ダイヤ薬局		すみれ調剤薬局	店
六七・二	同 国府町府中字河原畑	徳島市金沢一丁目八四・五	傍三・三
更生医療（薬局）	育成医療（薬局）	更生医療（薬局）	
同		同	

徳島県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十七日から同年七月二十七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	愛媛県松山市宮西二丁目一番一号		山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ市場店

所在地 阿波市市場町香美字秋葉本八二 一ほか

3 変更事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

七七台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五三台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

五四台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(2) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(八) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設二 午後十時から翌日の午前五時まで

4 変更年月日

令和八年十一月六日

二 届出年月日

令和八年三月五日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月二十七日から同年七月二十七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ国府店B敷地

徳島市国府町観音寺字式反田六二四番地一ほか

- 二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百五十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

- 三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車場の用に供する部分は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

- 2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。

- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

- 4 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

- 四 意見の縦覧場所及び期間

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

- 2 縦覧の期間 令和八年三月二十七日から同年四月二十七日まで

徳島県告示第百六十一号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 1 指定解除年月日

令和八年二月二十七日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
瓢箪	阿南市長生町西ノ谷一番地
日吉中池	阿波市土成町成当字大場一四六八番地二ほか
願成谷池	板野郡上板町神宅字山田四六番地二

二 1 指定解除年月日

令和八年三月五日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉田池	鳴門市北灘町折野字桜井六一番地
丸山一	同 瀬戸町明神字丸山二三番地ほか

徳島県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 一 三好郡東みよし町加茂一〇九四の三、一〇九五の三、一〇九八の七、一〇九八の九、一〇九九の三
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第百六十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷久保九七〇

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百六十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字梨子木三八八の一、三八八の四、三九〇の二、四一九、四二一、四三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梨子木三八八の一・三八八の四・三九〇の二・四一九・四二一・四三〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
3 3	小松島佐那 河内	徳島市八多町町田一番一 地先 から 同 二番一 地先 まで	三四・〇	令和八年三月二十七日

徳島県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
阿南市	南傍示(4)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	花谷(6)	同	
	馬見(1)	同	
	馬見(2)	同	
	信里(4)	同	
	日の地(12)	同	
	船瀬(1)	同	
	船瀬(2)	同	
	シル谷3号谷	土石流	
	馬見一号谷	同	
	馬見二号谷	同	
	内歩一号谷	同	
	高田一号谷	同	
	大深原三号谷	同	
吉野川市	柿木谷	急傾斜地の崩壊	
	青木(3)	同	
	安楽寺(1)	同	
	安楽寺(2)	同	
	安楽寺(3)	同	
	楠根地(5)	同	
	大内(4)	同	
	久宗(5)	同	
	迎坂(4)	同	
	迎坂(5)	同	
	向坂(4)	同	
	竜高東谷	土石流	
	竜高西谷	同	
美馬市	入倉(21)	急傾斜地の崩壊	
	入倉(22)	同	
	入倉(24)	同	
	入倉(25)	同	
	岡の上(3)	同	
	岡(2)	同	

つるぎ町		三好市																																						
中藪(7)	葛籠(5)	相川左支(1)	馬場谷	馬谷	今久保谷	西岡谷川(1)	漆川左支(1)	新町谷	中村谷川支(1)	里川谷川支(1)	吉野川支(2)	鮎苦谷川支(1)	吉野川支(1)	下名(1)	国政(18)	栗山(13)	黒川(10)	政友(6)	井内東(2)	井内東(1)	大佐古(3)	辻(1)	西井川(6)	中屋(2)	太刀野山(1)	峯ノ久保(6)	川原(1)	大川持(9)	西岡(4)	西岡(3)	越替(2)	堂面(7)	岡屋敷(1)	古野(1)	堂面(2)	船屋谷	栃谷	北庄	岡(3)	
同	急傾斜地の崩壊	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同	土石流	同

(「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。)

太田川支	同
小野谷	同
日開野2号谷	同
日開野1号谷	同
坂根谷支	同
東谷	土石流
白村(1)	同
捨子谷南(9)	同
長木(9)	同
長木(8)	同
小野(9)	同

徳島県告示第百六十七号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
三好市	堂面	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿南市	南傍示(4)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	花谷(6)	同	
	馬見(1)	同	
	馬見(2)	同	
	信里(4)	同	
	日ノ地(12)	同	
	船瀬(1)	同	
	船瀬(2)	同	
	シル谷3号谷	土石流	
	馬見一号谷	同	
	馬見二号谷	同	
	内歩一号谷	同	
	高田一号谷	同	
	大深原三号谷	同	
吉野川市	柿木谷	急傾斜地の崩壊	
	青木(3)	同	
	安楽寺(1)	同	
	安楽寺(2)	同	
	安楽寺(3)	同	
	楠根地(5)	同	
	大内(4)	同	
	久宗(5)	同	
	迎坂(4)	同	
	迎坂(5)	同	
	向坂(4)	同	
	竜高東谷	土石流	
	竜高西谷	同	
美馬市	入倉(21)	急傾斜地の崩壊	
	入倉(22)	同	

うなぎ町															三好市																									
長木(9)	長木(8)	小野(9)	中藪(7)	葛籠(5)	相川左支(1)	今久保谷	西岡谷川(1)	漆川左支(1)	中村谷川支(1)	里川谷川支(1)	吉野川支(2)	鮎苦谷川支(1)	下名(1)	国政(18)	粟山(13)	黒川(10)	政友(6)	井内東(1)	大佐古(3)	辻(1)	西井川(6)	中屋(2)	太刀野山(1)	峯ノ久保(6)	川原(1)	大川持(9)	西岡(4)	西岡(3)	越替(2)	堂面(7)	古野(1)	堂面(2)	船屋谷	北庄	岡(3)	岡(2)	岡の上(3)	入倉(25)	入倉(24)	
同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	土石流	同	同	同	同	同	同

捨子谷南(9)	同	
白村(1)	同	
東谷	土石流	
坂根谷支	同	
日開野1号谷	同	
日開野2号谷	同	
小野谷	同	
太田川支	同	

(「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百六十九号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

三好市	区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	堂面		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
城東高等学校ほか五十一施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一六、一四、〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育政策課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和八年一月二十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社 V Power
東京都港区港南二丁目一〇番九号
- 五 落札金額
四億三千八百三十七万六千二百七円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年十二月二日

令和三年五月二十八日付け徳島県報第三百二十九号徳島県警察本部告示第一号中次のとおり訂正

正 誤

百四	ページ		
七	行		
		誤	
			正
			徳島県公安委員会等に 係る行政手続等におけ る情報通信の技術の利 用に関する規則の施行 に関する規程
		(趣旨)	(趣旨)